

平成25年度 決算の概要をお知らせします

昨年12月の市議会定例会で平成25年度の決算が承認されました。

みなさんが納めた税金や国・県からの補助金などが、どのくらい入って、どのように使われたのか一般会計を中心にお知らせします。

平成25年度の一般会計の歳入は353億8,348万円、歳出は346億4,694万円となっています。歳入・歳出差し引きは7億3,654万円で平成26年度へ繰り越した事業の財源となる3億3,231万円を除いた10億4,264万円が実質の黒字額となります。

歳入、歳出額を前年度と比較すると、それぞれ29億789万円(9.0%)、28億4,047万円(8.9%)の減となりました。

平成25年度 一般会計

歳入合計

353億8,348万円

歳出合計

346億4,694万円

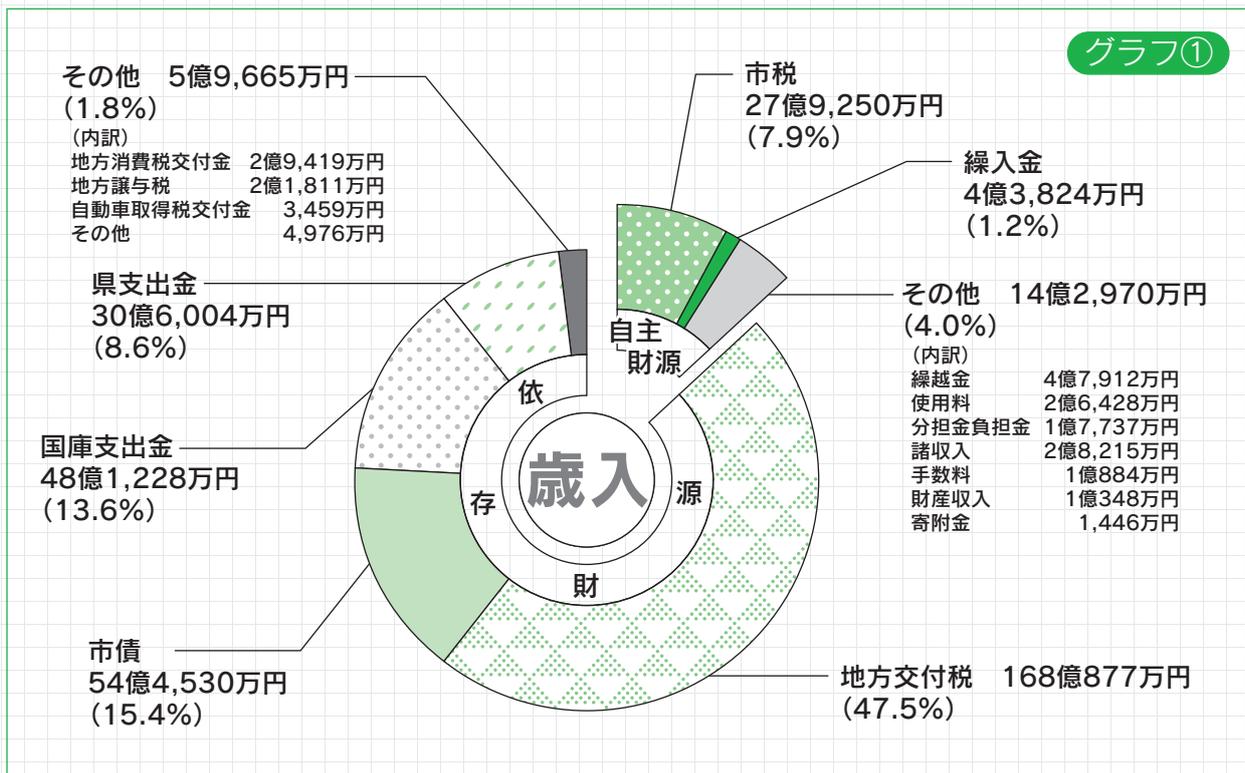
※各数値は四捨五入により、計とは一致しない場合があります。

歳入

一般会計の歳入(グラフ①)は、市税や使用料などのように市が自主的に収入することができる財源(自主財源)と、地方交付税や国・県支出金など国や県により定められた額を交付される財源(依存財源)に分けられます。自主財源が多いほど市の自主性と安定性が確保されます。

対馬市の自主財源は46億6,045万円(13.1%)で、なかでも収入の柱であるべき市税は27億9,250万円(7.9%)にとどまっており、市民一人あたりで見ると8万円となっています。

依存財源では、地方交付税が168億877万円(47.5%)で最も大きなものです。次いで市債(借金)54億4,530万円(15.4%)、国庫支出金48億1,227万円(13.6%)、県支出金30億6,004万円(8.6%)の順となっています。



歳出（目的別）

使われたお金を目的別（グラフ②）に分類すると、建設事業等を行うときに借り入れた市債の償還金である公債費がトップで69億8,502万円（20.2%）となっております。これは、10億円の繰上償還を行ったことが大きな要因です。次いで民生費66億4,400万円（19.2%）、総務費54億1,616万円（15.6%）、衛生費51億63万円（14.7%）の順となっています。

目的別の主な事業は（表①）のとおりです。



平成25年度 主な事業

（表①）

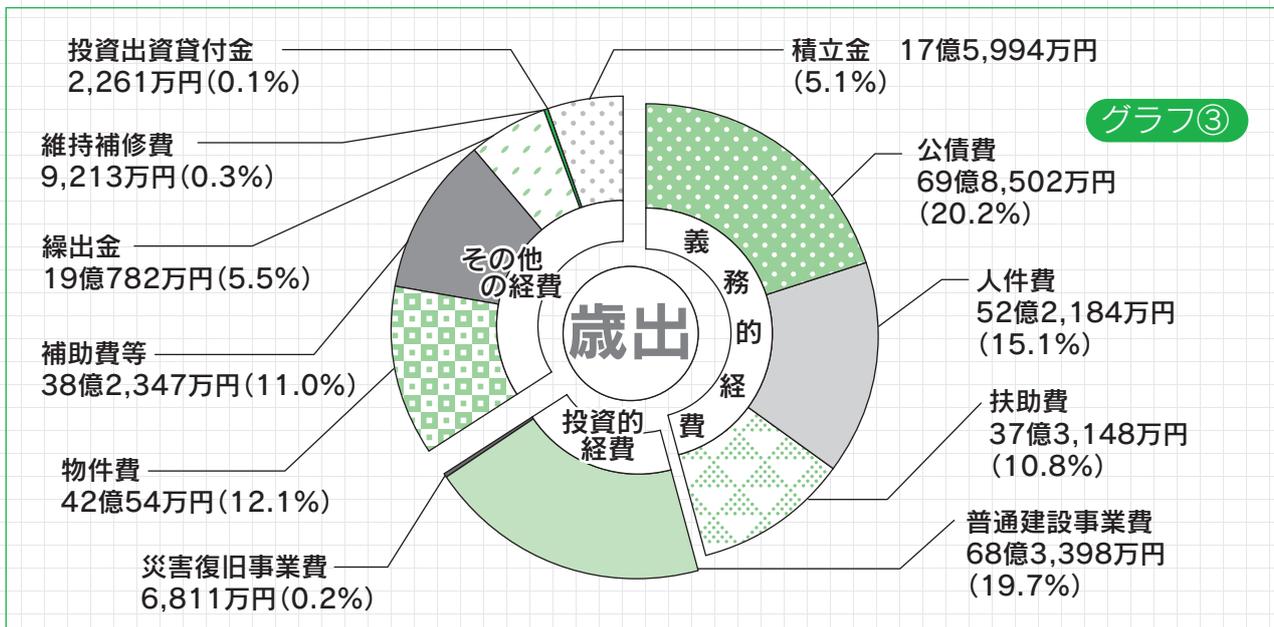
公債費 ：市債元金（64億3,181万円（うち繰上償還分10億円））、市債利子（5億5,185万円）
民生費 ：生活保護費支給事業（15億104万円）、保育所運営事業（6億795万円）、へき地保育所運営事業（2億6,988万円）、自立支援給付事業（6億6,181万円）、児童扶養手当支給事業（1億9,940万円）、社会福祉協議会補助（1億2,817万円）
総務費 ：事業用低炭素機器等導入事業補助（1,312万円）、バス路線補助（1億2,122万円）、地域ケーブルテレビネットワーク整備事業（2億5,319万円）、域学連携地域活力創出モデル実証事業（2,006万円）
衛生費 ：新病院建設負担金（6億2,500万円）、海岸漂着物地域対策推進事業（4億5,204万円）、中部汚泥再生処理センター整備事業（7億4,143万円）
農林水産業費 ：漁港整備事業（15億6,246万円）、離島漁業再生支援交付金（3億90万円）、林道整備事業（1億2,331万円）、鳥獣被害総合対策事業（9,572万円）、輸送コスト助成事業（1億5,307万円）、漁業用燃油高騰対策事業補助（1億966万円）
教育費 ：へき地児童生徒援助事業（1,181万円）、幼稚園事業（1億3,143万円）、シャインドームみね改修事業（8,837万円）
土木費 ：道路改良事業（7億4,317万円）、都市再生整備計画事業（4億10万円）
消防費 ：高規格救急車購入事業（3,260万円）、消防分遣所建設事業（1億1,133万円）
災害復旧費 ：林業施設災害（1,960万円）、文教施設災害（1,676万円）
商工費 ：観光リニューアル事業（3,932万円）、観光案内板・誘導板整備事業（2,155万円）、しま共通地域通貨事業（1億9,970万円）
諸支出金 ：旅客定期航路事業特別会計繰出金（754万円）

歳出（性質別）

次に使われたお金を性質別（グラフ③）に分類して見てみます。歳出の中には、法律などで決まっています、市の判断で自由に増やしたり減らしたりできないお金（義務的経費）があります。生活保護費などの福祉関係経費や、職員の給料、借金返済のための公債費などがこれにあたります。対馬市ではこの義務的経費が159億3,834万円です。全体の46.0%を占めています。この比率が大きいほど財政健全化を図る場合の大きな障害となります。

建設工事など将来に残るものに支出される投資的経費は69億209万円です。全体の19.9%を占めています。

光熱水費・旅費・通信運搬費などの物件費は42億54万円（12.1%）、各種団体への補助金などの補助費等は38億2,347万円（11.0%）となっています。



基金

基金(表②)とは貯金のごとで、市には、財政事情の変動や災害などにより財源不足が生じたときに不足額を補うための財政調整基金、市債(借入金)の償還の財源に充てるための減債基金、公共施設整備の財源に充てるための振興基金、その他、特定の目的のために使う各種基金があります。

基金全体での25年度末残高は、前年度末より約16億円増えて、140億6,653万円となっています。

市債

公共施設や道路を整備するための借入金を市債(表③)といいます。25年度は54億4,530万円を借り入れましたが、そのうち合併特例措置として借り入れることができる合併特例債は23億2,190万円でした。合併特例債を活用した事業は(表④)のとおりです。

市債の25年度末残高は、前年度末より約10億円減少し、460億3,311万円となっています。

特別会計・企業会計の決算

特別会計・企業会計とは、特定の事業を行う場合、その事業だけに特定の収入を充てるため一般会計と区別している会計です。特別会計・企業会計の決算の状況は(表⑤)のとおりです。

※資本的収入に対して支出で不足する1億665万円は、当年度分損益勘定留保資金などから補てんしました。

基金の状況(一般会計) (表②)

名 称	平成24年度末現在高	平成25年度末現在高	増減額
◎財政調整基金	13億1,610万円	15億650万円	1億9,040万円
◎減債基金	27億6,358万円	25億2,548万円	△2億3,810万円
◎振興基金	15億6,000万円	20億6,055万円	5億55万円
◎まちづくり基金	10億円	10億円	0円
◎合併振興基金	26億100万円	33億9,710万円	7億9,610万円
◎土地開発基金	8億1,756万円	8億1,766万円	10万円
◎その他の基金(17基金)	24億2,419万円	27億5,924万円	3億3,505万円
合 計	124億8,243万円	140億6,653万円	15億8,410万円
1人あたりの基金(積立金)の残高	37万円	42万円	5万円

市債の状況(一般会計) (表③)

名 称	平成24年度末現在高	平成25年度末現在高	増減額
市債年度末現在高(一般会計)	470億1,961万円	460億3,311万円	△9億8,651万円
1人あたりの市債(借金)の残高	141万8千円	138万8千円	△3万円

合併特例債活用事業 (表④)

事 業 名	合併特例債額
合併振興基金積立事業	7億5,560万円
漁港等整備事業	3億960万円
まちづくり交付金事業	1億4,490万円
自然災害防止事業	2,590万円
県営道路事業負担金	5,210万円
県営都市計画街路事業負担金	1,570万円
県営急傾斜地崩壊対策事業負担金	2,370万円
県営海岸自然災害事業負担基金	1,130万円
県営港湾事業負担金	3,210万円
県営漁港事業負担金	2,090万円
太陽光発電施設設置事業	1,570万円
橋梁長寿命化事業	1,420万円
対馬観光リニューアル事業	740万円
汚泥再生処理センター整備事業	4億850万円
市道整備事業	2億7,460万円
市道大型車両離合円滑化対策事業	310万円
漁協施設等整備事業	230万円
比田勝港湾関連施設整備事業	6,560万円
磯場回復対策事業	460万円
消防分遣所建設事業	1億560万円
漁場整備事業	1,200万円
認定こども園建設事業	150万円
消防救急デジタル無線整備事業	520万円
耐震性貯水槽設置事業	980万円
合 計	23億2,190万円

特別会計決算状況 (表⑤-1)

会 計 名	歳 入	歳 出	歳入歳出差し引き
診療所特別会計	3億8,440万円	3億8,330万円	110万円
国民健康保険特別会計	58億8,760万円	57億3,373万円	1億5,387万円
介護保険地域支援特別会計	1億5,772万円	1億3,050万円	2,722万円
介護保険特別会計	35億4,001万円	34億5,431万円	8,570万円
特別養護老人ホーム特別会計	2億7,528万円	2億6,943万円	585万円
簡易水道事業特別会計	11億966万円	10億8,909万円	2,058万円
集落排水処理施設特別会計	3,083万円	2,223万円	860万円
旅客定期航路事業特別会計	3,560万円	3,550万円	10万円
後期高齢者医療特別会計	3億4,238万円	3億4,110万円	128万円
合 計	117億6,348万円	114億5,918万円	3億430万円

企業会計(水道事業)決算状況 (表⑤-2)

区 分	金 額
収 益 的 収 入	2 億 8, 2 1 1 万 円
収 益 的 支 出	2 億 6, 2 9 2 万 円
資 本 的 収 入	1 億 4, 3 5 2 万 円
資 本 的 支 出	2 億 5, 0 1 7 万 円

問い合わせ 総務部 財政課

☎0920(53)6111

対馬市地域審議会委員を募集します

- 審議会名称 対馬市地域審議会
- 審議会概要 地域住民の声を行政施策に反映させ、きめ細かな行政サービスを実現するとともに、市民協働の推進による地域コミュニティの醸成及び地域間連携の強化を図るため、上対馬地域・中対馬地域・下対馬地域ごとに設置するものです。
- 募集人数 各審議会 2名
 - ①上対馬地域審議会（上対馬町・上県町の一部）
 - ②中対馬地域審議会（峰町・豊玉町・上県町の一部・美津島町の一部）
 - ③下対馬地域審議会（厳原町・美津島町の一部）
- 任期 選任の日から平成29年3月31日
- 応募資格 ①各審議会の地域内に住所を有する20歳以上の方
②平日昼間の審議会（年2回程度）に出席可能な方
③まちづくりや地域づくりに関心を持ち、広い視野に立って意見や提案をいただける方
- 応募方法 〈持参の場合〉政策企画課又は各振興部 地域振興課
〈郵送・FAX・Eメールの場合〉
〒817-8510 対馬市厳原町国分1441 政策企画課 宛
FAX：0920(53)6112 E-mail：seisakukikaku@city.nagasaki-tsushima.lg.jp
- 応募期限 **平成27年1月29日（木）必着**
- 選考方法 「公募委員応募申込書」による審査及び選考
※申込書は市ホームページからの取得及び市役所・各振興部・各行政サービスセンターに設置しています。
- 委員の職務 下記の事項について市長の諮問に応じて審議し、答申します。
 - ・地域の活力向上のための施策に関する事項
 - ・市民協働推進のための施策に関する事項
 - ・市の各種行政施策及び行政情報に関する事項
 - ・その他市長が必要と認める事項
 また、審議会が必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができます。
- 報酬等 対馬市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例により支給します。

問い合わせ 総合政策部 政策企画課 ☎0920(53)6111

第14回対馬少年の主張大会を開催します

- 目的 中学生が日頃、生活の中で感じていること、考えていること、また社会に対する希望や未来への提言、夢などを少年の主張として発表し、同世代の少年の意識を高めるとともに、少年に対する地域社会・育成者の理解を深めることを目的とする。
- 主催 対馬市青少年健全育成連絡協議会・対馬市教育委員会
- 場所 対馬市公会堂（豊玉町仁位）
- 日時 **平成27年2月15日（日）13:00～16:00**



問い合わせ 教育委員会 生涯学習課 ☎0920(88)2004

租税特別措置の適用について

離島税制改正に伴う適用対象地区指定を受けたことにより、個人又は法人が、平成26年6月1日から平成27年3月31日までに取得等をした減価償却資産を対象に、国税（所得税又は法人税）の割増償却（特別措置）が受けられ、それに伴い、下記のとおり県税及び市税の優遇措置を受けることができます。

国税の割増償却

問い合わせ：厳原税務署 ☎0920(52)0645

※対象の是非など申告以外の問い合わせは、市役所政策企画課までご連絡ください。

- 対象業種：製造業・旅館業・情報サービス業等・農林水産物等販売業
- 要件：対馬市において業種・資本金規模に応じ、下記の取得価格以上の機械・装置、建物・附属設備及び構築物の減価償却資産を取得等により対象事業の用に供した場合
- 業種・資本金別取得価格の下限值

対象業種	資本金等	個人又は資本金5,000万円以下	資本金5,000万円超～1億円以下	資本金1億円超
製造業	500万円以上		1,000万円以上 (新增設による取得等に限り)	2,000万円以上 (新增設による取得等に限り)
旅館業			500万円以上 (新增設による取得等に限り)	
情報サービス業等 農林水産物等販売業				

- 割増償却の償却限度額：機械・装置（普通償却限度額の32%）
建物・附属設備、構築物（普通償却限度額の48%）
- 割増償却期間：5年間
- その他：市役所が発行する証明書が必要になりますので、申告前に市役所政策企画課で確認申請の手続きを行ってください。

県税の優遇措置（事業税・不動産取得税の課税免除）

問い合わせ：対馬振興局 税務課 ☎0920(52)6780

- 対象業種：製造業・旅館業・情報サービス業等
- 要件：対馬市において所得税又は法人税の青色申告の承認を受けた者が、業種・資本金規模に応じて下記の取得価格以上の特別償却設備を新增設により取得等をした場合
- 業種・資本金別取得価格の下限值

対象業種	資本金等	個人又は資本金5,000万円以下	資本金5,000万円超～1億円以下	資本金1億円超
製造業	500万円以上		1,000万円以上	2,000万円以上
旅館業			500万円以上	
情報サービス業等				

- 免除期間：事業税については3年間

市税の優遇措置（固定資産税の課税免除）

問い合わせ：市役所 税務課 ☎0920(53)6111

- 対象業種：製造業・旅館業・情報サービス業等
- 要件：対馬市において所得税又は法人税の青色申告の承認を受けた者が、業種・資本金規模に応じて下記の取得価格以上の特別償却設備を新增設により取得等をした場合
- 業種・資本金別取得価格の下限值

対象業種	資本金等	個人又は資本金5,000万円以下	資本金5,000万円超～1億円以下	資本金1億円超
製造業	500万円以上		1,000万円以上	2,000万円以上
旅館業			500万円以上	
情報サービス業等				

- 免除期間：3年間

租税特別措置を受けるための確認申請手続き

問い合わせ：市役所 政策企画課 ☎0920(53)6111

租税特別措置（割増償却）を適用するためには、申告時に対馬市が定める「離島振興を促進するための対馬市における産業の振興に関する計画」に適合する設備投資であることの証明書を税務署に提出する必要がありますので、事前に市役所政策企画課に確認申請書を提出してください。
また、割増償却及び各種優遇措置は、市から証明書が発行された後に行ってください。

【確認申請書様式】

産業振興機械等の取得等に係る確認申請書

(□個人：租税特別措置法施行規則第5条の12第5項該当)
(□法人：租税特別措置法施行規則第20条の16第5項該当)
※該当区分にチェックして下さい

平成 年 月 日

対馬市長 財部能成 様

住所又は所在地
法人名
氏名又は代表者

Ⓜ

下記のとおり取得等を行った設備が、離島振興を促進するための対馬市における産業の振興に関する計画に適合するものである旨確認願いたく申請いたします。

記

申請者	住所又は所在地	
	法人名 氏名又は代表者	
	業種	
	資本金又は 出資金の額	円※資本金が確認できる資料を添付
導入した生産振興 機械等	※設備等が複数ある場合には別表添付可	
産業振興機械等の 導入した場所	対馬市	
取得価格	円 ※取得価格が確認できる領収書写し等を添付 ※施設等が複数ある場合には総額を記載し、内訳は別表添付	
導入経緯・目的		
雇用の状況	従業員 名 (平成 年 月 日現在) (うち今回の設備投資に伴い創出された雇用 名)	

上記の記載内容を確認し、

- 貴殿の事業が、「離島振興を促進するための対馬市における産業の振興に関する計画」に記載された業種に属するもの
- 貴殿の産業振興機械等の取得等が、対馬市の産業の振興に寄与するものであり、「離島振興を促進するための対馬市における産業の振興に関する計画」に適合したものであることを確認した。

平成 年 月 日

対馬市長 財部能成 印

※確認申請書様式は、市役所・各振興部・各行政サービスセンターに設置しているほか、対馬市ホームページにも掲載しています。

問い合わせ 総合政策部 政策企画課 ☎0920(53)6111

対馬市人事異動

12月31日付 退職

氏名	旧配属
御手洗 美澄	上対馬振興部 住民生活課 参事

「対馬どぶろく特区」が認定されました

11月28日、市内全域が構造改革特別区域の「対馬どぶろく特区」として認定を受けました。

この特区認定により、農家民泊事業者等が自ら生産した米を使い、酒を製造する免許を申請する場合には、酒類製造免許の最低製造数量基準（年6キロリットル）が免除されます。

○酒類製造免許取得が可能な者

農家民宿や農園レストランなど「酒類を自己の営業場において飲用に供する業」を営んでいる農業者

○特区における酒類製造免許取得について

特区による酒類の製造を行う場合には、税務署から製造免許を取得する必要があります。

酒類製造免許を取得せずに製造する行為は、販売や無償提供に限らず自家消費なども含め、いかなる理由においても違法です。

○製造できる酒類

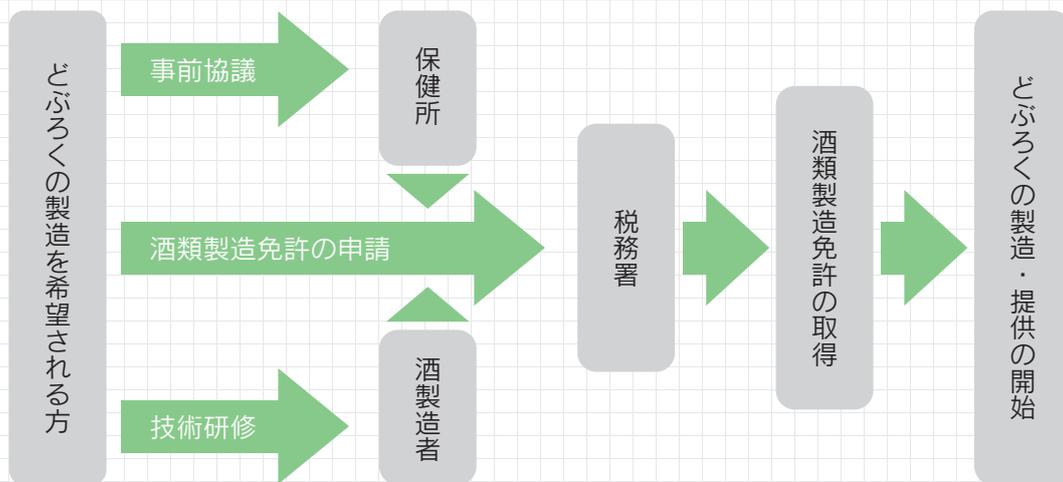
自ら生産した米を原料とする「その他の醸造酒」（濁酒）

○免許を取得するための要件

- ・人的要件…申請者に犯罪歴等がないこと
- ・場所的要件…製造場が、酒場・旅館・料理店と同一の場所でないこと
- ・経営基礎要件…申請者の経営状況、製造量、原料確保が安定していること
- ・製造技術・設備要件…製造に必要な技術があり、製造場の設備が十分であること（製造研修の受講や保健所の酒類製造の営業許可が必要となる）



○酒類製造までの流れ



問い合わせ

（一般社団法人）対馬観光物産協会 ☎0920(52)1566
対馬市巖原町国分1441 対馬市役所1階

防波堤は危険です

防波堤や消波ブロックは港を守る為の施設であり、それ以外の利用は想定されていません。また、転落防止柵や照明灯がないため、事故が発生した場合は重大な結果につながる可能性があります。

昨年、市管理漁港において、釣り人の滑落事故が発生しておりますので、防波堤や消波ブロックは危険な場所である事をご承知いただき、むやみな立ち入りはご遠慮ください。



問い合わせ

農林水産部 基盤整備課 ☎0920(53)6111

湯多里ランドつしま『スイミングフィットネス講座』受講生募集 ～温水プールで健康増進～

「健康であること」が語源のフィットネス。生き生きと生活することを目指すうえで「健康の維持・増進を目的とした運動」は欠かせないものですね。対馬市では、市民の皆様の健康づくりのサポートに、湯多里ランドつしまの温水プールを活用した健康教室を開催しています。第3～4期の受講生を募集しています。ご家族やご友人をお誘いいただき、ぜひご参加ください。

○開催日時 平成27年2月～平成27年3月まで

1ヶ月単位（週2回、全8回）20名定員で募集しています。

基本は木曜日13:00～14:00、日曜日11:00～12:00です。

第3期（2月）	5日	8日	12日	15日	19日	22日	26日	28日
第4期（3月）	5日	8日	12日	15日	19日	22日	26日	29日

（2月28日土曜日は、19:00～20:00となります）

○内 容 水中ウォーキング・水中フィットネス など

○場 所 湯多里ランドつしま（美津島町雞知）

○対 象 10月1日現在で湯多里ランドつしま会員でない市内在住40歳以上の男女

○講 師 湯多里ランドつしま所属スイミングインストラクター

○参 加 料 無 料（水着・スイミングキャップ等は参加者で準備）

○申 込 先 保健部 健康増進課にお電話ください。

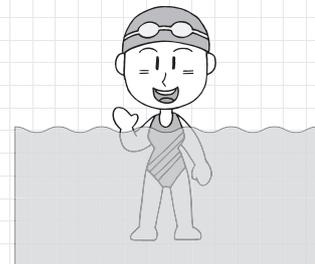
名前・住所・連絡先等確認させていただきます。

○申込締切 **開催前月23日まで受付します**

○そ の 他 ・送迎バスはございませんので、ご注意ください。

・データ作成のために身体計測等にご協力いただきますが、個人が特定されるようなことはありません。

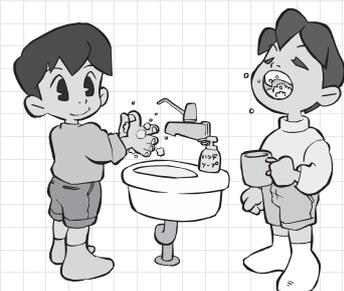
・持病をお持ちの方、現在通院をされている方は、事前に主治医の方に本講座を受講されることをご相談のうえ、了解をお取りください。



感染症に気をつけましょう！

インフルエンザや感染性胃腸炎が
流行する季節になりました。

手洗い・うがいの徹底、マスクの
着用など予防を心がけましょう!!



問い合わせ 保健部 健康増進課 ☎0920(58)1116

軽自動車税の課税率が変わります

平成26年度の地方税の改正により軽自動車税の税率が上げられ、次のとおり変更になります（軽自動車税の課税の基準日は、毎年4月1日に車の所有者に課税され、3月31日までに廃車すると課税されません）。

①原付バイク等（平成27年度の課税から適用）

原付バイク等の税率は、次のように引き上げられます。

車種	原付			ミニカー	農耕作業用	小型特殊 その他	軽自動車 二輪	小型二輪 自動二輪
	50cc以下	90cc以下	125cc以下					
現行税率	1,000円	1,200円	1,600円	2,500円	1,600円	4,700円	2,400円	4,000円
新税率	2,000円	2,000円	2,400円	3,700円	2,400円	5,900円	3,600円	6,000円

②三輪・四輪の軽自動車（平成28年度の課税から適用）

三輪および四輪以上の軽自動車は、平成27年4月1日以後に新規登録する車両について、平成28年度から新税率が適用されます。

ただし、平成27年3月31日までに登録された車両については、現行税率に据え置かれます。

車種	軽自動車三輪	乗用		貨物	
		自家用	営業用	自家用	営業用
現行税率 (平成27年3月31日までの登録車)	3,100円	7,200円	5,500円	4,000円	3,000円
新税率 (平成27年4月1日以降の新規登録車)	3,900円	10,800円	6,900円	5,000円	3,800円
経年重課 (新規登録後13年経過)	4,600円	12,900円	8,200円	6,000円	4,500円

※経年重課（重加算）は、自動車検査証に記載されている初年度検査年月から13年経過した軽自動車で、その翌年の4月1日に車を所有している人に対して、新税率に約20%が新たに加算されます。

具体例（軽四輪 乗用 自家用車の場合）

○平成11年9月に新車を購入した（初年度検査年月 平成11年9月）

年税額	7,200円	12,900円（重課が適用）															
年度	~H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42

* 初年度検査年月が平成14年以前の車は、平成28年度から重課が適用されます。

○平成24年9月に新車を購入した（初年度検査年月 平成24年9月）

年税額	7,200円													12,900円（重課が適用）			
年度	~H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42

○平成27年3月に新車を購入した（初年度検査年月 平成27年3月）

年税額	—	7,200円													12,900円		
年度	~H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42

○平成27年5月に新車を購入した（初年度検査年月 平成27年5月）

年税額	—	10,800円													12,900円		
年度	~H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42

問い合わせ 市民生活部 税務課 ☎0920(53)6111

児童手当の申請は忘れなく

児童手当とは、中学校修了前までのお子さんを養育されている方に支給される手当です。この手当は申請をしないと受給できませんので、申請がお済みでない方は、市役所の児童手当担当窓口で申請してください（公務員の方は勤務先で申請してください）。

現在受給中の方も、毎年6月に「児童手当現況届」の提出が必要です。この届出がないと6月以降の児童手当が受給できなくなりますのでご注意ください。

○支給対象 中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

○支給額 ・児童の年齢……………児童手当の額（一人当たり月額）

・3歳未満……………一律15,000円

・3歳以上小学校修了前……………10,000円（第3子以降は15,000円）

・中学生……………一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第3子以降」とは高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

○支給時期 原則として、毎年6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。



ひとり親家庭などを対象とした「児童扶養手当」の申請を随時受け付けています

○支給対象 次のいずれかに該当する児童を監護し、かつ、生計を同じくする母または父及び児童と同居して監護し、かつ、その生計を維持する養育者

(1) 離別や死別などにより父または母と生計を同じくしていない

(2) 父または母に重度の障がいがある

※所得制限あり

○支給期間 子どもが18歳に達する日以後の最初の3月31日まで

（重度の障がいがある子どもは20歳未満）

○支給額 子ども1人の場合は月額9,680円～41,020円

（前年所得により異なります）

子ども2人の場合は5,000円加算。3人目からは1人につき3,000円加算

○支給時期 手当は年3回4月・8月・12月に支給されます。



ご存じですか？特別児童扶養手当制度

心身に障がいのある児童の福祉の増進を目的とした制度です。

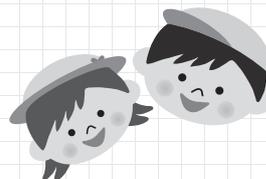
手当を受給できるのは心身に中程度以上の障がいを有する20歳未満の児童を監護する父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方です。

※ただし、障がいを事由に公的年金を受給できる児童、児童福祉施設に入所している児童は対象になりません。また、所得が一定以上ある場合は支給されません。

○支給額 1級……………月額 49,900円

2級……………月額 33,230円

手当は年3回4月・8月・11月に支給されます。



申請・問い合わせ

福祉事務所	こども未来課	☎0920(58)1119	美津島行政サービスセンター	☎0920(54)2271
南福祉保健センター		☎0920(53)6111	峰行政サービスセンター	☎0920(83)0304
北福祉保健センター		☎0920(84)2313	上対馬振興部 住民生活課	☎0920(86)3112



要チェック! 消費者トラブルに巻き込まれる前に

対馬市消費生活相談所だより

～消費者トラブルに関する事例やアドバイスをご紹介します～

対馬振興局別館 3階
☎0920(52)8322

若者を対象にしたマルチ商法! 子どもは大丈夫? 困っていませんか?

【相談事例】 半年前、学校の先輩から「いいアルバイトがある。会員になって、友達を勧誘し、商品を売れば報酬が入る。必ず儲かるから、一緒に頑張ろう」と誘われたため、ネットワークビジネスの会員になった。健康食品を購入し、友人に商品を勧めたが売れずに残っている。辞めたいが、先輩からの勧誘であり、辞めることができない。

【消費者アドバイス】 ネットワークビジネスとは、マルチ商法(連鎖販売取引)のことです。

マルチ商法は、契約書面を受け取った日から20日間はクーリング・オフすることができます。また購入した商品をさらに販売する再販売型の場合には、契約書面を受け取った日か、商品の引渡日のいずれか遅い日から20日間の間はクーリング・オフをすることができます。

クーリング・オフの期間が過ぎていても、入会して1年以内で、受け取ってから90日以内の未使用の商品は、代金の最大1割の違約金を支払うことで中途解約をすることができます。

マルチ商法などで友人を強引に勧誘した結果、本当に大切な友人も失ってしまうかもしれません。うますぎる話や、仕組みの良く分からないもうけ話には注意しましょう。また特定商取引法では、さまざまな行為規制を定めており、違反した場合は一般の勧誘者でも刑事罰を受ける対象にしています。「必ず儲かる」「確実に〇万円は稼げる」と告げることは、利益が確実だと誤解させる「不実の告知」に当たり、法律で禁止されています。



年金コーナー



「ねんきんネット」をご利用ください!

日本年金機構が提供する「ねんきんネット」では、年金に関する便利なサービスをインターネットからご利用いただけます。

ご利用にはユーザIDの取得が必要です。詳しくは日本年金機構のホームページをご覧ください。

「ねんきんネット」のイメージ



日本年金機構

ねんきんネット

主な提供サービス

年金記録の確認・検索

※年金記録の照会サービスは、以下の窓口でもご利用いただけます。

年金事務所 一部の市区町村/郵便局

各種届書の作成・印刷

年金見込額の試算

各種通知書の確認

年金事務所窓口

※一部、年金事務所にご来所いただく必要のあるサービスがあります。

サポート体制

(コールセンター)

以下のサービスをご利用いただけます。

- ・年金加入記録の確認
- ・ライフプランに合わせた年金額の試算
- ・電子版「ねんきん定期便」の確認
- ・パソコンによる各種届書の作成・印刷
- ・スマートフォンでの年金記録確認

詳しくは「ねんきんネット」で検索

http://www.nenkin.go.jp/n_net/

《長崎北年金事務所の出張年金相談》

- 日時 2月25日(水) 14:00～17:00 場所 峰地区公民館
- 日時 2月26日(木) 9:00～17:00 場所 上対馬総合センター

★年金相談は予約制です。

★予約受付期限 **2月20日(金)**まで(期限厳守)

予約先 ☎095(861)1387

【問い合わせ】 ☞ 日本年金機構長崎北年金事務所 ☎095(861)1582